

佐賀県告示第 392 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 27 年 9 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の区域並びに土砂災害特別警戒区域にあっては自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
武雄市 武雄町 大字武雄	下西山第二- 1 (206 -077_1) 下西山第二- 2 (206 -077_2) 北ノ浦 1 (206 -078) 下砥石川 (206 -079) 蓬萊山 1 - 1 (206 -080_1) 蓬萊山 1 - 2 (206 -080_2) 蓬萊山 1 - 3 (206 -080_3) 下西山 (206 -081) 上砥石川 1 (206 -082) 砥石川- 1 (206 -083_1) 砥石川- 2 (206 -083_2) 下西山 2 (206 -084) 枯木ノ塔- 1 (206 -119_1) 枯木ノ塔- 2 (206 -119_2) 枯木ノ塔- 3 (206 -119_3) 枯木ノ塔 2 - 1 (206 -120_1) 枯木ノ塔 2 - 2 (206 -120_2) 山王川内 2 (206 -205) 山王川内 1 (206 -206) 上砥石川 3 - 1 (206 -207_1) 上砥石川 2 (206 -208) 北ノ浦 6 (206 -209)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

北ノ浦 5 (206 -210)	
北ノ浦 4 (206 -211)	
北ノ浦 3 - 1 (206 -212_1)	
北ノ浦 2 (206 -213)	
枯木塔 4 (206 -303)	
枯木塔 7 (206 -304)	
枯木塔 5 (206 -305)	
枯木塔 6 (206 -306)	
枯木塔 8 (206 -307)	
武雄川 4 (206 -087)	土石流
武雄川 (206 -088)	
下西山川 9 (206 -097)	
下西山川 10 (206 -098)	
下西山川 11 (206 -099)	
下西山川 12 (206 -101)	
下西山川 13 (206 -102)	
下西山川 2 (206 -103)	
下西山川 4 (206 -105)	
下西山川 5 (206 -106)	
下西山川 6 (206 -107)	

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)